

（消火器）

第四十七条 次の各号に掲げる自動車には、消火器を備えなければならない。

- 一 火薬類（第五十一条第二項各号に掲げる数量以下のものを除く。）を運送する自動車（被牽引^{けん}自動車を除く。）
 - 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第三に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車（被牽引^{けん}自動車を除く。）
 - 三 告示で定める品名及び数量以上の可燃物を運送する自動車（被牽引^{けん}自動車を除く。）
 - 四 百五十キログラム以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被牽引^{けん}自動車を除く。）
 - 五 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車^{けん}を牽引する牽引自動車^{けん}
 - 六 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条の三第一項に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）第十八条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条に規定する核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同令第十一条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第十九条の規定により運送する場合に使用する自動車
 - 七 乗車定員十一人以上の自動車
 - 八 乗車定員十一人以上の自動車^{けん}を牽引する牽引自動車^{けん}
 - 九 幼児専用車
- 2 前項各号に掲げる自動車に備える消火器は、運送物品等の消火に適応することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消化剤の種類及び充てん量、構造、取付位置等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

（消火器）

第71条 保安基準第47条第1項第3号の告示で定める品名及び数量は、次の表に掲げる品名及び数量とする。

品 名	数 量
(1) 油紙類及び油布類	750kg
(2) 副蚕糸	750
(3) 油かす	2,000
(4) 可燃性固体類	1,500
(5) 可燃性液体類	2,000
(6) 綿花類	2,000
(7) 木毛	2,000
(8) わら類	2,000
(9) 合成樹脂類	2,000
(10) マッチ	150

2 消火器の消化剤の種類及び充てん量、構造、取付位置等に関し、保安基準第47条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 保安基準第47条第1項第1号から第5号までに掲げる自動車に備える消火器は、次に掲げる表において対象運送物品の消火に適応するものとされるものでなければならぬ。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車又は小型特殊自動車にあっては、当該適応消火器の充てん量を次号イからホまでに掲げる量とすることができる。

対象運送物品	火薬類	危険物									可燃物		高圧ガス		
		第一類		第二類			第三類		第四類	第五類	第六類	及び可燃性液体類	その他のも	可燃性ガス	酸素
		又ア はル コカ れリ を金 含属 有の す過 る酸 も化 の物	そ の 他 の も の	又 は こ れ の も の	鉄 粉 、 金 属 粉 若 し く は マ グ ネ シ ウ ム の	引 火 性 固 体 の	そ の 他 の も の	禁 水 性 物 品							
適応消火器	霧状の強化剤を放射する消火器で充てん量が8ℓ以上のもの	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	炭酸ガスを放射する消火器で充てん量が3.2kg以上のもの				○				○		○			○	
	一塩化一臭化メタンを放射する消火器で充てん量が2ℓ以上のもの					○				○				○	
	二臭化四ふつ化エタンを放射する消火器で充てん量が1ℓ以上のもの					○				○				○	
	射消す火器 りん酸塩類等の充てん量が3.5kg以上のもの		○		○	○			○		○	○	○	○	
	消末火器放 ナトリウム又はカリウムの重炭酸塩の充てん量が3.5kg以上のもの	○		○	○		○		○		○		○	○	

備考

※1：○印は、当該消火器が当該対象運送物品の消火に適応するものであることを示す。

※2：りん酸塩類等とは、りん酸塩類、硫酸塩類その他防炎性を有する薬剤をいう。

二 保安基準第47条第1項の自動車（前号に規定する自動車を除く。）に備える消火器は、次に掲げるものであること。

イ 霧状の強化液を放射する消火器で充てん量が6ℓ以上のもの

ロ 炭酸ガスを放射する消火器で充てん量が2.2kg以上のもの

ハ 一塩化一臭化メタンを放射する消火器で充てん量が1ℓ以上のもの

ニ 二臭化四ふっ化エタンを放射する消火器で充てん量が0.4ℓ以上のもの

ホ 消火粉末を放射する消火器で充てん量が1.8kg以上のもの

三 保安基準第47条第1項の自動車に備える消火器は、前2号の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

イ 消火器は、構造及び性能が消防法第21条の2第2項に規定する技術上の規格に適合するものであること。

ロ 消火器は、自動車の走行中の振動、衝撃等により、損傷を生じ又は作動するものでないこと。

ハ 消火器は、使用に際して容易に取りはずしができるように取り付けられたものであること。

ニ 消火器は、次の場所に備えたものであること。

(1) 火薬類を運送する自動車及びこれを牽引する牽引自動車^{けんけん}にあつては、見張人の使用に便利な場所

(2) (1)に掲げる自動車以外の自動車にあつては、運転者、運転者助手、車掌、見張人又は取扱人の使用に便利な場所

四 消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第38条第3項の規定による表示がなされているものは、前号イ及びロの基準に適合するものとする。

（消火器）

第149条 保安基準第47条第1項第3号の告示で定める品名及び数量は、次の表に掲げる品名及び数量とする。

品 名	数 量
(1) 油紙類及び油布類	750kg
(2) 副蚕糸	750
(3) 油かす	2,000
(4) 可燃性固体類	1,500
(5) 可燃性液体類	2,000
(6) 綿花類	2,000
(7) 木毛	2,000
(8) わら類	2,000
(9) 合成樹脂類	2,000
(10) マッチ	150

2 消火器の消化剤の種類及び充てん量、構造、取付位置等に関し、保安基準第47条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 保安基準第47条第1項第1号から第5号までに掲げる自動車に備える消火器は、次に掲げる表において対象運送物品の消火に適応するものとされるものでなければならぬ。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車又は小型特殊自動車にあっては、当該適応消火器の充てん量を次号イからホまでに掲げる量とすることができる。

対象運送物品	危険物										可燃物		高圧ガス		
	第一類		第二類			第三類		第四類	第五類	第六類	及び可燃性液体類	可燃性液体類	その他もの	可燃性ガス	酸素
	又ア はル コカ れリ を金 含属 有の す過 る酸 も化 の物	その他 の もの	又 は コ レ の も の	鉄 粉 、 金 属 粉 若 し く は マ グ ネ シ ウ ム の	引 火 性 固 体 の	そ の 他 の も の	禁 水 性 物 品								
適応消火器	霧状の強化剤を放射する消火器で充てん量が8ℓ以上のもの	○	○		○	○		○	○	○	○	○		○	
	炭酸ガスを放射する消火器で充てん量が3.2kg以上のもの				○			○			○			○	
	一塩化一臭化メタンを放射する消火器で充てん量が2ℓ以上のもの				○			○			○			○	
	二臭化四ふつ化エタンを放射する消火器で充てん量が1ℓ以上のもの				○			○			○			○	
	射消す火る粉		○		○	○		○	○		○	○	○	○	
	消末火を器放	○		○	○		○	○			○		○	○	

備考

※1：○印は、当該消火器が当該対象運送物品の消火に適応するものであることを示す。

※2：りん酸塩類等とは、りん酸塩類、硫酸塩類その他防炎性を有する薬剤をいう。

二 保安基準第47条第1項の自動車（前号に規定する自動車を除く。）に備える消火器は、次に掲げるものであること。

イ 霧状の強化液を放射する消火器で充てん量が6ℓ以上のもの

ロ 炭酸ガスを放射する消火器で充てん量が2.2kg以上のもの

ハ 一塩化一臭化メタンを放射する消火器で充てん量が1ℓ以上のもの

ニ 二臭化四ふっ化エタンを放射する消火器で充てん量が0.4ℓ以上のもの

ホ 消火粉末を放射する消火器で充てん量が1.8kg以上のもの

三 保安基準第47条第1項の自動車に備える消火器は、前2号の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

イ 消火器は、構造及び性能が消防法第21条の2第2項に規定する技術上の規格に適合するものであること。

ロ 消火器は、自動車の走行中の振動、衝撃等により、損傷を生じ又は作動するものでないこと。

ハ 消火器は、使用に際して容易に取りはずしができるように取り付けられたものであること。

ニ 消火器は、次の場所に備えたものであること。

(1) 火薬類を運送する自動車及びこれを牽引する牽引自動車^{けんけん}にあつては、見張人の使用に便利な場所

(2) (1)に掲げる自動車以外の自動車にあつては、運転者、運転者助手、車掌、見張人又は取扱人の使用に便利な場所

四 消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第38条第3項の規定による表示がなされているものは、前号イ及びロの基準に適合するものとする。

（消火器）

第 227 条 保安基準第 47 条第 1 項第 3 号の告示で定める品名及び数量は、次の表に掲げる品名及び数量とする。

品 名	数 量
(1) 油紙類及び油布類	750kg
(2) 副蚕糸	750
(3) 油かす	2,000
(4) 可燃性固体類	1,500
(5) 可燃性液体類	2,000
(6) 綿花類	2,000
(7) 木毛	2,000
(8) わら類	2,000
(9) 合成樹脂類	2,000
(10) マッチ	150

2 消火器の消化剤の種類及び充てん量、構造、取付位置等に関し、保安基準第 47 条第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 保安基準第 47 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる自動車に備える消火器は、次に掲げる表において対象運送物品の消火に適応するものとされるものでなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車又は小型特殊自動車にあっては、当該適応消火器の充てん量を次号イからホまでに掲げる量とすることができる。

対 象 運 送 物 品	火 薬 類	危険物									可燃物		高圧ガス		
		第一類		第二類			第三類		第四類	第五類	第六類	可燃性 個 体 類 及 び 可 燃 性 液 体 類	そ の 他 の も の	可 燃 性 ガ ス	酸 素
		又ア はル コカ れり を金 含属 有の す過 る酸 も化 の物	そ の 他 の も の	又鉄 は粉 こ、 れ金 ら属 の粉 い若 ずし れく かは をマ 含グ 有ネ すシ るウ	引 火 性 固 体 の も の	そ の 他 の も の	禁 水 性 物 品	禁 水 性 物 品 以 外 の も の							
適 応 消 火 器															

				も の										
霧状の強化剤を放射する消火器で充てん量が8ℓ以上のもの	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○	○
炭酸ガスを放射する消火器で充てん量が3.2kg以上のもの					○				○			○		○
一塩化一臭化メタンを放射する消火器で充てん量が2ℓ以上のもの					○				○			○		○
二臭化四ふつ化エタンを放射する消火器で充てん量が1ℓ以上のもの					○				○			○		○
る消 消火 火粉 器末	りん酸塩類等の充てん量が3.5kg以上のもの			○		○	○		○		○	○	○	○
を 放 射 す	ナトリウム又はカリウムの重炭酸塩の充てん量が3.5kg以上のもの		○		○	○		○	○		○		○	○

備考

※1：○印は、当該消火器が当該対象運送物品の消火に適応するものであることを示す。

※2：りん酸塩類等とは、りん酸塩類、硫酸塩類その他防炎性を有する薬剤をいう。

二 保安基準第 47 条第 1 項の自動車（前号に規定する自動車を除く。）に備える消火器は、次に掲げるものであること。

- イ 霧状の強化液を放射する消火器で充てん量が 6 ℓ以上のもの
- ロ 炭酸ガスを放射する消火器で充てん量が 2.2kg 以上のもの
- ハ 一塩化一臭化メタンを放射する消火器で充てん量が 1 ℓ以上のもの
- ニ 二臭化四ふつ化エタンを放射する消火器で充てん量が 0.4 ℓ以上のもの
- ホ 消火粉末を放射する消火器で充てん量が 1.8kg 以上のもの

三 保安基準第 47 条第 1 項の自動車に備える消火器は、前 2 号の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- イ 消火器は、構造及び性能が消防法第 21 条の 2 第 2 項に規定する技術上の規格に適合するものであること。
- ロ 消火器は、自動車の走行中の振動、衝撃等により、損傷を生じ又は作動するもの

でないこと。

ハ 消火器は、使用に際して容易に取りはずしができるように取り付けられたものであること。

ニ 消火器は、次の場所に備えたものであること。

(1) 火薬類を運送する自動車及びこれを牽引する牽引自動車^{けんけん}にあつては、見張人の使用に便利な場所

(2) (1)に掲げる自動車以外の自動車にあつては、運転者、運転者助手、車掌、見張人又は取扱人の使用に便利な場所

四 消火器の技術上の規格を定める省令（昭和 39 年自治省令 27 号）第 38 条第 3 項の規定による表示がなされているものは、前号イ及びロの基準に適合するものとする。